

第21日目(3月22日)

議長(松原良道君) 散開前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、関会計課長、入院のため欠席。林市民課長、通院治療のため欠席、星野市民課参事代理出席。桑原水道課長、葬儀のため欠席、長田水道課分室長代理出席。以上の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。

議長 日程第1、第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算認定についてから、日程第8、第21号議案 平成17年度塩沢町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本件について塩沢町決算審査特別委員長・峠佳一君の審査報告を求めます。

峠塩沢町決算審査特別委員長 おはようございます。それでは塩沢町決算審査特別委員会の報告をいたします。平成18年3月2日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定をいたしました。

第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算認定についてから、15号議案、16号議案、17号議案、18号議案、19号議案、20号議案、そして第21号議案 平成17年度塩沢町水道事業会計決算認定についてまで、すべて認定といたしました。

めぐりまして、審査の概要について報告をいたします。審査における意見等について補足をいたしますが、第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算認定について。大原運動公園テニスコートについては基本的には社会体育施設であるが、空いている時の観光従事者への開放等、空きをできるだけ少なくするなど、有効利用を努めること。これに対してはテニスコートの利用は増えているものとする。国体を契機に積極的に利用促進を図りたい。マニュアルを作って、周知の徹底を図るよう検討するというものでございました。

保育料の滞納者への対応について、督促を早くすべき。ほとんどが口座振替を行っているので、口座振替の不能通知を発送し、その後は督促という方法で行っている。現場と一緒に対応しているということでございました。

新潟県中越大震災による農地災害復旧について、早期対応を望む。これにつきましては、市では単独費で対応。復興基金によるもので塩沢町では遅れていたが、今年雪消え後に対応するというものでございます。

山村振興事業について、19年度以降についても取り組みを望む。これに対しましては、塩沢では18年度で基本的には終了です。地域審議会等で話があれば検討するというものでございました。

第二上田小学校油漏れ事故について、終息したということであるが、付近だけではなく下流の人にも説明願いたい。これに対しましては、近隣住民への説明会を行いたいということでございます。

巡回バスについて、定期路線バスとの路線のダブリ等、使い勝手が悪く苦情も多かった。実際の利用者の上に立った路線等の計画を望む。これにつきましては、利用者からの負担等も考えていきたい。今後のあり方を検討する、ということでございました。

質疑を終わり討論。反対討論1名、賛成討論1名ありました。採決の結果、賛成多数で認定をされました。

第15号議案 平成17年度塩沢町国民健康保険特別会計決算認定についてから、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、それから第20号議案までは、全会一致で認定したところでございます。

(8)の第21号議案 平成17年度塩沢町水道事業会計決算認定について説明をいたします。

石綿石綿管のアスベストに対する認識について、水道の場合健康に問題はないということであるが安全性の周知を図られたい。これに対しましては広報等で安全についてPRしたいということでございます。

非常用水源について、緊急時のため毎年試験的に運転が必要と思うが、住民の苦情の多い時期に法律上の認可に触れない範囲で運転をしていただきたい。これにつきましては、あくまでも緊急用であり認可の変更はできないということでございました。採決の結果、全会一致で認定をいたしました。以上で報告を終わります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第14号議案に対する討論を行います。

笹木信治君 第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算の認定について反対の討論をいたします。本決算案は、9月末までの塩沢町の収支について審査をしたものでありますが、私は当初予算、旧塩沢町の議会において、3月議会においてこの予算に反対をしております。予算の内容について、部分、部分あれこれ言いませんが、いわゆる高野町政と当時合併をめぐる問題について意見を異にしておりまして、予算についても反対をしてきたものであります。合併問題について我々は合併するもしないも住民の意思で、ということをお前提にいたしまして住民投票の請求もしたところでございますが、高野町政はこれを認めてこなかったということがありました。

その後の、私も合併すれば諸負担が増えて、人口2万の塩沢町の将来、必ずしもいい方向には向かないということをお指摘してまいりました。これは現在、私どものその指摘が正しかったかどうかということは、それぞれの皆さんがそれぞれの立場でお考えになればわかることではあります。今後歴史的な展開のなかで、それは立証されていくものだというふうにお考えしております。

この決算の中にはもちろん合併に関する支出予算もあります。そうした意味もこめてこの決算については当初予算にも反対してまいりましたので、認定にも反対するというものであります。以上。

議長 次に賛成の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第14号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

第14号議案 平成17年度塩沢町一般会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第14号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第15号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第15号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第15号議案 平成17年度塩沢町国民健康保険特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第16号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第16号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第16号議案 平成17年度塩沢町老人保健特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第17号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第17号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第17号議案 平成17年度塩沢町介護保険特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第18号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第18号議案 平成17年度塩沢町公共下水道事業特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第19号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第19号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第19号議案 平成17年度塩沢町農業集落排水事業特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第20号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第20号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第20号議案 平成17年度塩沢町簡易水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長 第21号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第21号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第21号議案 平成17年度塩沢町水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定とするものです。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたします。

議長 日程第9、平成18年請願第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービスの向上を求める請願。日程第10、第22号議案 日の出コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第47、第60号議案 中之島農村広場の指定管理者の指定についてまで、以上39件を一括議題といたします。

本件について総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。3月2日に総務文教委員会に付託しました案件について審査結果の報告を申し上げます。最初に請願第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める請願。この件につきましては不採択とすべきものと決定をいたしました。

はぐっていただきまして、第22号議案 日の出コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、第35号議案 荒金生活改善センターの指定管理者の指定についてまでを一括審査いたしまして、別紙のとおり特に意見もなく、全会一致で原案を可決いたしました。

それから、第36号議案 五日町シャンツェの指定管理者の指定についてから、第60号議案 中之島農村広場の指定管理者の指定についてまで、第54号議案を除きますが、一括審査をした結果、別紙の(2)のような意見がありましたが、全会一致で原案を可決いたしました。内容といたしましては、3年後の契約時に特に問題のないように、住民のサービス

を低下させない形で運営してほしいというような意見が主でございます。以上であります。

議長 39件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成18年 請願第1号に対する討論を行います。

岩野 松君 私はいちばん最初の、地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービスの向上を求める請願に対して、皆さんの賛同を得たい立場で提案いたします。

これは国の小さな政府という目的のもとに小泉内閣が公的な仕事を民間化へ移行するという立場のなかで、そこに働いている本来住民にサービスを一番提供しなければならない公務員労働者が不安なかたちで仕事を強られる。そういうことが増えてくる。そういう目的で、ぜひそれをなくす形で、特に中越大震災や水害や今回の豪雪などに果たしている住民に対するサービス、そういうことをより向上させることや、そしていろいろな本来公的な仕事である業務を民間に簡単に委ねる。その大きな目的が市場化テストということにつながるのですが、そういう規制緩和などの法制化を行わない。安心して仕事ができる。そういうことを求めた請願であります。ぜひ大勢の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年 請願第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成18年 請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議長 次に第22号議案から第60号議案まで、一括して討論を行います。なお、一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 一括して採決いたします。

第22号議案 日の出コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、第60号議案 南魚沼市中之島農村広場の指定管理者の指定についてまで、以上38件についての委員長報告は原案のとおり可決するべきものであります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第22号議案から第60号議案までは原案のとおり可決されました。

議長 日程第48、平成18年請願第2号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願、日程第49、平成18年請願第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願、日程第50、第61号議案 南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理者の指定についてから、日程第60、第71号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定についてまで、以上13件を一括議題といたします。本件について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。先ずもって日本が昨日の野球の試合で奇跡的な勝利をみつけてそして世界一になったということは、大変私たちに感動を与え、また大変昨日私も嬉しかったと。全国の皆さんがそういうふうに思っているのではないかなと思っています。大変に余計なことを言ってしまいました。産業委員会の報告をさせていただきます。

請願第2号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願でございますが、これに対して賛成者はありません。採決の結果、採択するものと決しました。・・・(「今、不採択と言った」の声あり) 不採択。不採択とすべきと決定いたしました。今、不採択と言わなかったでしようか。

続きまして請願第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願でございますが、賛成少数でございます。結果は不採択と決いたしました。不採択です。賛成少数で不採択でございます。

続きまして第61号議案 南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理者の指定についてから、71号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定についての審議でございましたが、3月13日、課長も説明いただきまして、全員賛成で原案は可決いたしました。審査の内容でございますが、62号議案につきましては、建設の経過から考えると組合生活センターからも委託料を出してもらってもいいのではないかという質疑がありました。

66号議案におきましては、棟方志功アートステーションの指定管理者の指定についてでございましたが、雪祭りのとき4時くらいに閉館していたが、そのような時こそ遅くまで開館し誘客の努力をするように、そういう質疑がありました。全体としてのあれでございますが、全体として公募が1点もされなかったと。指定管理者制度は既に決まっていたのだから、周知する対応の遅さがあったと。今後は、民間が応募する準備をきちんとできるように、情

報を早く開示するべきだという意見がありました。以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わりにさせていただきます。

議長 13件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 請願第3号についてお聞きいたしますけれども、私はまさかこれが不採択になるとは思っていなかったわけですが、どのような議論があってこういう結果になったか、詳しくお聞きいたします。

阿部産業建設委員長 議論のなかでは確かにこの今の輸入拡大の問題がありまして、ここでもいろいろ、その輸入、WTOですか、そのなかでも考えておくべきであるわけだが、やはりその請願者の提出によってもいろいろ意見があって。請願者の提出によって、請願者の提出がやはり提出者によるわけでございますので、そこによって、その提出者の立場から、やっぱりここは反対していくべきだという、そういう意見も多くありました。

中にはこれを絶対採択していくべきだという意見もあったのですが、採決の結果は、やはり提出者の立場から見て、やはり我々は賛成するべきではないという意見が多かったということをもって、不採択となりました。

笠原喜一郎君 ちょっと、よくわからないわけですが、請願者の提出者が云々という話ですが、提出者が悪いということですか。内容でなくて、提出者が気に入くないということ、否決をしたということですか。

(「内容はともかく提出者が、やはり」の声あり)

議長 発言を求めてから。

阿部産業建設委員長 今回の笠原議員の質問でございますが、これはあくまでも提出者がはっきり言って共産党の笹木信治さんだと。そういったことを考えますとやはりここは採択できないという意見が多かったということでございます。

笠原喜一郎君 賛成少数ということでしたけれども、委員が10人いるわけですが、何対何であったかということをお聞きします。

阿部産業建設委員長 賛成は4人、反対は5人です。

腰越 晃君 先ほどの総務文教委員会の報告でも、この報告書を読んでも感じたことでございます。私、総務文教委員会なのであえて質問はしませんでしたけれども、産業建設委員会ということで質問をさせていただきます。

審査における意見等ということで記載されております。これについては意見、あるいは要望、あるいは質問等の形で書かれておりますけれども、委員会ではこうした各委員からの意見、質問に対して、執行部からの答弁があったわけですが、これは何で委員会報告に載っていないのか。はなはだ疑問に思いますので。

産業委員会、3項目、意見等があったということで、これが主なものであったのであろうという推定のもとにお伺いいたしますが、これらについてどういう答弁が執行部からあったのか。委員長としては、やはりそこで書いていないのであれば、これは全委員会そうですが、きちんと内容、答えをそこで報告をすべきであると思うのですが。委員長、どうい

う議論があったのか、執行部はどういう答弁があったのか、お答えを願いたい。

阿部産業建設委員長　　このところには書いていなかったと大変申し訳ないと思っておりますが、議事録には記載されております。ここに書いていなくてそのまま読んでしまったわけでございますが、大変申し訳ないと思っております。

腰越 晃君　　じゃあ委員会の議事録を後で確認をしておいてください、というそういうことですか。(「はい、後で」の声あり)はい。じゃあそういう答弁でございますので、そのようにここでいろいろ言うて話をしてもしょうがないのですが。今後については、全委員会そうですけれども、こういう要望なり、質問なりがあったということであれば、きちんとその答えについても書いておくべきだと思いますが。産業建設委員長は今後どのようにされますか。

阿部産業建設委員長　　これからはきちんと書いて、またきちんと発表するようにいたします。

笛木信治君　　委員長にひとつお聞きします。「この団体が」ということですが、この団体は農民運動新潟県連合会。これは伝統のある農民運動の団体でありまして、新潟県、日本、全国組織でありまして、農民組合とちょうど同じような活動をしています。今、特に農家の生活を守る運動とともに、産直運動などを特に力を入れてやっていますし、それから外国の農産物の、どういう農薬が入っているかという分析センター。これは全国からカンパを集めて、数千万円かけて大きな分析センターをつくりました。そこで外国の農産物を、政府がやらないものを、農産物の農薬の混入の分析をして発表しております。

2～3年前ですか、東京のスーパーで売られている中国のほうれん草に日本の基準を200倍も超える農薬が入っていたということで、大問題になりました。そうした活動もやっている団体であります。まさに日本の農業と日本の消費者の暮らしを守っている団体でありまして。この団体が気に入るとかいらないとかという、それぞれお考えはありまじょうが、そういうことを今、委員長が言われたようですが、そういう団体ですのでひとつそこを認識してもらって、ひとつご意見をほしいと思います。

紹介議員は私、笛木信治、確かに私は共産党員であります、共産党員。確かに共産党員だからだめだという、論証抜きのそういう何か考え方も巷間あることは知っております。しかし、そういう古くさい反共主義といいますが、そういうものは近頃大分克服されてきておりまして、私は共産党員だからといって、こそこそとするようなこともなく暮らせてもらっていますが。いまだにやっぱりそういうなんていいますかカビの生えたような反共主義を持っておられる方があるとすれば、私はそこは議員たるやっぱり方々は、そこを認識してやってもらいたいと思います。その辺のお考えについてもお聞きいたします。

この内容の論議ですが、不採択ということではありますが、それは不採択は不採択で仕方ないと思いますが。本当に皆さんは例えば、これは品目横断的経営安定対策は、いわゆる価格保証を政府が投げ捨てたものですね。それを今度一部の認定農家と農業法人には保証するが、あとは見ませんよという、農家の大本でのふるいわけをする案なのです。大変な議案な

んです。私、そういう点では本当にまじめな議論を皆さんがしたのかどうか、そういう気もします。

不採択ということですので、私はこの内容について、ここであれこれ言いませんが。団体がどうの共産党がどうのというのは、やっぱりこの議案と全く関係ないことでありまして、そういうのは議論として相応しくないと思いますが、そこら辺をひとつ。

阿部産業建設委員長　あくまでも、意見が出たのを私は今、発表しました。それ以外のことは申し上げるわけにはいきません。ただ、私は意見をまとめたことを発表しているだけであって、そのことを理解していただきたいと思っております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　平成18年請願第2号に対する討論を行います。

笛木信治君　「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願について、不採択ということではありますが、これを賛成、採択すべきという立場からの討論をするものであります。本請願はご承知のように、今WTO、先のWTOで議論されて大問題になりました関税引き下げの問題と大きな係わりがあります。この関税を引き下げて農産物の価格を国際価格に手ならししていこうというのが大きなねらいでありまして、そのためには今、日本の農業、家族農業であります。ここを解体していった一部認定農家と大規模農家、そこへ農業政策を集中しながら、価格を引き下げていくという方向でありますから、これは認定農家、大規模農家にとってもいい政策ではありません。

私は今この関税が490パーセント、かかっているわけではありますが、こうした事の顕示をしながら日本の農業を守り、日本の国民の食料の安全を守ることが大事であるということからすれば、この農業市である南魚沼市の議会がこれを採択して国に意見書をあげるべきであると考えております。以上をもって賛成討論とするものであります。

議　　長　　他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年請願第2号　「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数。よって、平成18年請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議長 平成18年 請願第3号に対する討論を行います。

笠原喜一郎君 私は請願第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

私は先ほどの委員長の報告の中でも、質疑のなかで確認をさせていただきましたけれども、まさかこれが、不採択になるとは思ってもいませんでした。しかも、その理由が提出者だと。紹介議員だと。私はあきれてものが言えません。

私は議員である前に、一人の農業者としてこの関税率を引き下げる、あるいはミニマム・アクセス米をこれ以上拡大をしないというその思いは、どの農業者も持っている考えでありますよ。それをきちんと議論もせず、不採択にするという、その姿勢は、私は産業建設委員会の委員の人たちの見識を疑います。

議会は、議論をする場所なんです。議論をして違いがあり、そして決定をするのであれば、私はそれはいい。しかし議論もせずに結果を出す。それは議会の自殺行為であります。私たちは昨年10月23日に選挙によって選ばれて、そして6万3,000人の市民の付託を受けてこの場に立っているわけでありまして。議論をすべきであります。議論の違いは認め合うべきであります。

この今、WTO交渉がまさに本当に正念場であります。20日には、農協の全中の宮田会長はじめ、農業者が政府を後押ししなければならないということで出発をしております。それはなぜかと。関税率がこれ以上下がり、ミニマム・アクセス米がこれ以上拡大されれば、先ほどの請願にあった品目横断的な経営もまさに無に帰するわけでありまして。そのことを一人一人が十分に理解をして、この請願の採決に当たっていただきたいと。私は一議員であるとともに一農業者として、ぜひ請願を採択していただきたいと、そう思っております。よろしく願いいたします。

議長 他に討論ございませんか。

笛木信治君 賛成討論ですがいいですか。

議長 はい。

笛木信治君 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願について、採択していただきたく賛成の討論をするものであります。

今ほど笠原議員の指摘にもありましたように、今まさにこの日本農業を守る国際的なWTOの舞台で、この関税の引き下げが焦点になっております。490パーセントの関税と同時にミニマム・アクセス米の拡大も要求されております。

今、日本の国の米の倉庫には我々が食べることのできる国産米の保有は39万トンしかありません。しかし外米は170万トンを超えています。この倉庫料が莫大もない食管会計の赤字となっております。要りもしない米を170万トンも保管しながら、その倉庫料であっぴあっぴして、で農家には減反を押し付けるというような政策がとられているわけでありまして。

私はこうした政策を正すためにも、この関税を守りながらミニマム・アクセス米を減らさ
せるという方向での農業政策が展開されなければ、日本の農業はまさに崩壊してしまうと思
うわけであります。多くは申し上げませんが、以上の理由をもってこの請願に皆さんの大き
な賛成をいただきたいと思うわけであります。以上。

議 長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決をいたします。この採決は起立によって行います。

平成18年請願第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給
率向上と地域農業の振興を求める請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本
請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、平成18年請願第3号は採択とすることに決定しました。

議 長 次に第61号議案から71号議案まで一括して討論を行います。なお一部
の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 一括して採決いたします。

第61号議案 南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理者の指定についてから、第71
号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定についてまで、以上11件についての委
員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。報告のとおり決定することにご異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第61号議案から第71号議案までは原案のとおり可決さ
れました。

議 長 日程第61、平成18年請願第4号 患者、国民の医療費負担増の中止を
求める請願、日程第62、第72号議案 南魚沼市立中之島診療所の指定管理者の指定につ
いてから、日程第68、第78号議案 めぐみ野保育園の指定管理者の指定についてまで、
以上8件を一括議題といたします。本件について、社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告
を求めます。

和田社会厚生委員長 3月2日に付託された事件を審査した結果を次のとおり決定しま

したので報告をいたします。

請願第4号 患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願であります。このことについてはじゃあ一体財源をどこに求めるかということの議論があり、その辺の認識の違いということですが、結果として不採択とすべきものであります。

次に第72号議案から第78号議案であります。このことについても例えば指定期間について、あるいは公団の土地の所有者の関係ということでの質疑はありましたけれども、特にどうという意見というのは私もちょっと記憶していないわけでありまして。審査の概要については別紙のとおり、3月13日に担当課長等の出席を求めて内容については説明、聴取、審査を行い、審査における意見については特になかったわけでありましてけれども、賛成多数で原案可決されました。

なお先ほど12番・腰越議員からも、もう少し詳しく、質疑の内容とかを報告してはどうかということで、全くそのとおりでありますので。次回からはなるべく親切でいねいに報告をしたいと思っておりますので、今回はひとつご容赦をお願いいたします。以上であります。

議長 8件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって・・・(「はい。質疑の方で」の声あり)

岩野 松君 今の報告書を見て審査における意見等というところに賛成多数、多数で原案可決されたということなのですが、どういう、賛成多数の中身をちょっとお聞かせください。

和田社会厚生委員長 先ほど報告しましたように、いわゆる指定管理者の期間の問題とか、あるいは保育園関係で若干そういう意見があったことは事実でありますけれども、なにせちょっと時間が経っておりますので、詳しい答弁はまた後でひとつ、岩野議員に報告させていただきます。お願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成18年請願第4号に対する討論を行います。

笛木信治君 請願4号は、患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願であります。委員会では不採択であります。不採択に反対という立場からの討論をいたします。

本請願はご承知のように今の医療制度の改正について疑義を申し立てているものであります。わけてもお年よりの皆さんが新たに医療保険料を取られるということでありまして。これは年金から天引きするという内容になっておりますし、70才以上の皆さんが現役と同じ3割を引かれるというような、お年寄りに多く負担を求めている内容であります。わけても問題は混合医療を今後拡大しようとしていく方向であります。

これは医療によっては保健にかかる部分とかからない部分があるわけでありましたが、これを拡大していくということでもあります。そうしますと例えば入院で治療を受けているなかで、この部分には保険がかかるけれどもこの部分にはかからないということが出てくるわけで、これが大変な患者負担になってくるということでもあります。

しかもその内容を絞り込んでくると。例えば軽い風邪気味というようなものについて医療保険からはずすということも今議論されておりますが、こうしたことがやはり日本の国民簡易保険制度、世界に誇る国民簡易保険制度そのものを破壊しかねないということであると思えます。

今、日本全国の医師会がこの問題で大きく異議を申し立てております。既に20を超える県の医師会の会長さんが反対を表明しているということでもあります。私はそうしたことから考えてもこの医療制度の改正については本議会として反対の意見書を挙げるべきではないかというふうに考えて、委員会の決定に反対する立場での討論をいたしました。以上です。

議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年請願第4号 患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成18年請願第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議長 次に第72号議案から第78号議案まで一括して討論を行います。なお、一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。

岩野 松君 私は78号議案のめぐみ野保育園の指定管理者の指定について意見を述べさせていただきます。今現在もここは・・・(「意見ではありませんよ。討論です。」の声あり) はい、すいません。討論に立たせていただきます。今現在も、指定管理というか民間委託になっておりますので、そのことでの疑義ではありませんけれども、本来保育園が、保育所が指定管理制度には私は馴染まないと思っております。

特に子供を預かる人たちの、公募制の中で、保育がされるということでは本当にいろんな問題が生じる可能性があります。今神戸市では60人ほどの赤ちゃんを、認可された方が指定管理を受けて突然管理者が辞めるという事態が起きて、そこに預けている保護者から非常に問題が起きているということはこの間私はニュースで知りました。そういう問題が生じる可能性がある危惧も感じられます。

そういう意味ではぜひ、保育園、保育所に関しての指定管理制度に対しては私は馴染まないという意味で討論に参加します。ただこれはもう現在民間に委託されています。これが3年間の期間をもって、また公募されるという可能性もある。そのことについても異論を感じますので、そういう立場で討論に参加いたしました。

議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ただ今、反対討論のあった第78号議案について採決いたします。

第78号議案 めぐみ野保育園の指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第78号議案を除く第72号議案から第77号議案までの6件について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第72号議案から第77号議案まで原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は10時50分といたします。

(午前10時36分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前10時50分)

議長 日程第69、第131号議案 南魚沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について。日程第70、第132号議案 南魚沼市国民保護協議会条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牛木芳雄君 今、説明のあったように国民保護計画によってこれを県や市町村が条例化をしようとかいうふうになっているわけでありまして。いくつかのことが想定をされているわけです。この国民保護指針というものを政府が発表したわけで、1つは上陸あるいは着陸をして攻撃を侵攻を受けた場合。2つ目にはゲリラや特殊部隊これによる攻撃。あるいは3つ目には弾道ミサイルの攻撃。そして4つ目には航空機による攻撃と。この4つのことを想定してこの国民保護法が計画をされているわけでありまして。

私は憲法の精神もありますし近隣諸国からときちんと友好的な関係を構築していく、これが重要だと思っていますけれども、やはりこういうことを想定をしながら、この条例を作っていくんだとかいうことでありますかお聞きをしたい。総務課長でも、市長でも。市長からお願いをしたいと思います。

市長 日本が第二次大戦後そういう事態を受けたということはないわけですが、現在の国際的なテロやそういう側面を見ておられますと100パーセントないとは言えないわけでありまして。もう一つは北朝鮮が日本を射程内に捉えたミサイルも開発しているということでありまして、現実的に一度上空を飛んだことがあるわけでありまして。そういうことを考えますとないに限ったことだと思っておりますけれども、0.1パーセントでもその可能性があるということになりますと、国民をそういう有事の際に保護しなければならぬという法律そのものは、制定しておくべきだというふうに考えております。

牛木芳雄君 小泉首相は備えあれば憂いなしということでそういう準備をしておく、ということだと思っております。私はそうならないようなやはり外交努力をすべきであるというふうな立場であります。できれば、今市長は0.1パーセントでもそういう可能性があればという発言があったわけでありまして、そういうことのないように願っている。今、まさに憲法改正の論議が高まっています、そういう方向に着々と進んでいる状態だというふうに私は思っております。私は立場としてはそういう方向に向かうのは危惧をしているわけでありまして、そういうことのないように願いながら再質を終わります。

市長 この問題と憲法改正を、私は、からめるべきでない。今の憲法下であってもですね。この国民をとにかく守る保護するということは必要でありますし、確かに備えあれば憂いなしということもそうだと思います。そういうことが本当にならないように願うことは牛木さんと同じでありますけれども、いざというときにこの法律や条令がなくて尊い命が失われたとか、助けるべきところが助けられなかったとかなんていうことになると、これはやはり政治の貧困といいますかそういうことになってしまうわけでありまして、憲法改正とか武力行使とかということとは特別に結び付けては然る私、考えておりません。

笛木信治君 1点お聞きをします。国民保護対策ということでありますが、これは、政府で決めた国民保護法、武力攻撃事態法これに基づいてそれぞれ自治体の役割ということで降りてきているんだと思っております。国会で国民保護法、武力広域事態法では議論があったわけですが、この中身について皆さんご承知のところですが、一番議論のあったところはやはり、今、日本の自衛隊が、アメリカは戦争を展開しているとそこに行き給油ぐらいしかできないと。後ろで片付けぐらいしかできないということがあるわけですが、これをアメリカと一緒に戦争ができるような状況を作りたいと。

そのためには憲法はあるわけですが、今、市長は憲法問題はこれとは関係ないというお話でありましたが、この条例の関する限りはこの政府の上位法に基づいてやっていますから、そうだと思います。これはしかしそのなかでの各自治体の役割というものが決められています。この武力攻撃事態法に基づいて自治体は何をしなければならないかということがあられるわけです。

今ほど市長は100パーセントないとは思いますが0.1パーセントでも可能性があればというようなお話がありましたが、いったいわが南魚沼市がこの武力攻撃というような事態というのは、その0.1パーセントの可能性についてですがありうるのかどうかということ

すよね。新潟県が仮に攻撃されるとすれば一番の目標は都市、新潟の都市であり、あるいは柏崎の原発なんかだと思うんです。この南魚沼がそういった戦争自体に巻き込まれるというようなことはあり得ないと私は思うんです。

柏崎あたりでは、本当に原発については24時間態勢で警戒されております。あれは核弾頭でもないかぎり普通の爆弾の、ミサイルの弾頭ぐらいではなんともなんだそうでねあれは。それだけの強化はしているんだそうですが。そういうところではそれぞれまたいろいろ議論もあると思うんですけれども、この南魚沼市において、いったい外国からどういう武力攻撃を受けるといふふうに想定されておられるのか。そこらへんをひとつ。

市長 今、先ほど申し上げましたように考えられることとすればテロ。南魚沼市に入ってこないなんていう確約はないわけでありまして、これだけ優秀な議会の皆さん方を抹殺すれば、南魚沼市は我々のものになると思えばそれはやってくるわけです。そういう人的には非常に優秀な人材を揃えている南魚沼市でありますから、そういう部分に目を付けられるかもわからんということでもあります。都市機能がここに集中しておってというそういうことではありません。

ただ、100パーセントないということはいえないと言えないということでありまして、テロやそれからミサイルなんかも、どこにどう飛んでくるかわからないわけでありまして、新潟を狙ったのがここに落ちるかもわからんですし、それはわかりません。そういう不測の事態を、という意味でありまして具体的にこうだあだということは、私は、これが起きうるだろうという部分についての想定は特にございません。

笛木信治君 もう1点。市長も南魚沼市の住民が戦争みたいにさらされる事態は極めて低いだろうというお話がありました。しかし、この武力攻撃事態法のなかには自治体の役割というのは明記されているんです。事態が起これば、たとえばここで言いますと新幹線や高速道路というような幹線があるわけで、これを地方自治体の権限において軍事的な方向での優先、あるいは兵隊の駐屯の為に学校を空けるとか、どここの施設を空けるとかというようなこともできるわけです。

私はそうした点では国民保護法とは、名前は国民保護法なんだけども実際にはそうした戦争事態に、逆にその自治体が協力させられていくという内容の方が濃いんじゃないかという気もするんですが、このそういう点についてどうでしょうか。住民の保護という点と、自治体の役割としてのその武力事態に備える役割、病院や役場の職員そうしたものが戦争事態に当然そこへ協力させられていくわけですが、そういう事態から考えれば私は住民の保護というよりもむしろ戦争に協力させられていくという方の色合いが強いかなのような感じがするんですが。その点について市長の考えを。

市長 全く考え方の基が、基本が私と笛木さんが一致していないわけであるます。よって立つところが違うということでしょうか。たとえばテロがあって武力攻撃を受けて、そのときに一般市民だからただ逃げてなさい。自衛隊が来るまで何もしませんとか、警察官が来るまでは何もできませんとか、あるいは軍隊が来るまでは何もできません。ということ

ではなくて、そういう皆さん方からの援護が来るまでの間でもやはり首長や議員の皆さん方は市民を守るという義務はあるわけでありますから。別に鉄砲がある、竹槍や弓ぐらいはあるかもわかりませんが銃器をもっているわけではありませんのでそれに立ち向かうなんてことはできませんが、どうして、1人でも多くの市民の皆さん方の生命財産を守るかと、そこだと思っております。

ですから、戦争するためのとか、市民を戦争に巻き込むための法律だとか条令だなんてことは全く、微塵も私は考えておりませんで、今まだそういうことをおっしゃる人がいるのかという化石のような人だな、と思って驚いて聞いているわけですがけれども、戦争をするためのと、そんなことをこから発想がでてくるのか、私にはわかりませんが、そういう考え方が基にありませんのであまり笛木議員に対していい答弁ではありませんけれども、要は市民の生命財産をとにかく守ると。そこにつけるわけでありますので戦争をしようとか戦争をしていいなんていう考え方は全く持っておりません。

岩野 松君 これは保護計画というふうに書いてありますから、今、市長がおっしゃるように市民を守るためのものだというふうに私も考えております。しかし、そのあえてわざわざこれを出さなければならなかった背景と、それから戦争が起こった場合なんて化石のような考えだと言われていますけれども、今、市長はここではどういう事態が起こるかというときテロと言いました。テロもたとえば暴走した一市民が人を殺害すれば何かをテロとは言いません。やっぱりテロには背景があって起こるべきものだというふうに私は思っております。

そういう意味ではこの自然豊かな南魚沼市にそういうことが起こりうるというときには、もう世の中もずいぶん変わるといふか、日本の国がそういう状況になるということじゃないのかなと私には想定されます。そういう意味でこれはここにも書いてありますように、「武力攻撃事態などの」というのをどう守るかということで、やはりある意味では戦争を想定したなかでのときにどうするかということじゃないかと私は懸念いたします。

そうでなければ、今までの防災計画なりで、そして今までやっぱり自治体は私たち市民を守ってくれていると私は思っております。わざわざこういう法律を作らなければならぬというところの意図がちょっとわかりにくいというふうに思っております。

さっき言いましたようにテロでも、もし戦争の場合、やはりではそういうときに何が優先されるのかということがやっぱり国会では結構論議になっております。けれどもここには、南魚沼市には自衛隊は駐屯していませんし、そういうものはないんです。けれども、たとえばそのときは今の公務員、それから病院などで働く人たちがどういう形で行動として出るのか。本当にまず市民を守るためなのか。

私は一市民が暴走するような殺人行為やそういうのはテロとは言わないんですけれども、全体化したときに何が優先されるのかということもちょっと、まだ、ただこの法案を作るがただというだけで計画等が見えてこないんですけれども、そこらへん避難や救援に対しての住民へのあれというのが第一義とされるというふうになるんでしょうけれども、実際にはどう

なるのかということもちょっとお聞かせください。

市長 私が化石のようだと申し上げたのは、そういうことではなくて、今、国が国民を戦争に巻き込むための一里塚だなんていう考え方が化石に等しいという話をしたわけでありまして。戦争がいつ起こるかわからないなんてこれは、世界中どこでもありますよ。全然化石じゃありません。

それで、今、議員おっしゃったようにしからばどういふことをしなければならんかということ、協議してもらいための132号の議案であります。ここのこれによって協議会をきちんと設けて先ほど説明にもありましたけれども、専門分野の皆さん方からも、そういうことがあった場合にどう対応すればいいかということ、この協議の中できちんと定めていただいてこの対策本部の方に答申と申しますか、そうしていただいて。対策本部の方はそれに基づいてそういう有事の際に行動をするということになります。

ですから内容がどうだこうだなんていうことは、まだここでつまびらかにはなりませんけれども、ありとあらゆる場合を想定して市民の生命を守るにはどうすればいいか。これを協議していただく機関を設置しようというのが132号だというふうにご理解いただければいいと思います。

それから、テロ。これは世界各地で起こっているわけですから、ここで絶対ないなんてことだけは言えないわけでありまして。それと日本国が戦争に荷担しようとか、戦争を起こそうとかという意図が見え隠れするなんてことは、私は全然そういうことは思いもしませんし。さっき言ったように考え方の違いでありますからいろいろは申し上げませんが。

そうそう懐疑的にならないで、我々はこの市民の生命財産をいざというときどう守るかという、そこ一点に集中しているわけでありまして。他のいろいろの複雑な部分については全く私の念頭にはございません。

岩野 松君 先ほども言いましたように、よって立つところは違うのかも知れませんが、私は今までの法律でも市民の財産やそういうのを守ってもらっているというふうにご認識しております。あえてこういう保護法を作らなければならないというところが、もし戦争があったらとか、絶対ないわけではないと言われますが、ではもし戦争があるということは日本の国の場合はどういうことを想定されるのか。

私はむしろ反対に小泉内閣が非常に親米化であり、アメリカは戦争をしたがっております。ある意味では、悪い言い方をすると。そのときに、一緒になって日本が自衛隊やそれからそういうことを荷担したい。そうなったときには日本に攻められる可能性もないばかりでもない、テロ行為も起こらないばかりではない。そのときの保護条例なんだというふうにご疑いなくあります。そこらへんの見解ももう1回お聞かせください。

市長 条例が出ておりますね。よく見ていただきたいんですけども、何を想定するという、「武力攻撃等」ということです。ですから提案理由のときに課長が申し上げましたように、いわゆるテロですね、それからミサイルとかいわゆる航空機によるとか、そういうことを想定をしなければならないということ。そういう今、世界情勢だということ。日

本が全く他の国に、自分の方から手を出すわけではないですね。手をだすわけではありませんが、そういうことも起きうる。0.1パーセントだかもわかりませんが起きうる今の世界でありますから、そういうときのために国民の保護をどうすればいいかという、それを定めた法律でありますから。

全く戦争をしたがっているとか、そういうこととは全然関係ありません。すぐ隣の国で、ご承知のように、全く国際的な法律や人道的なことに関してもそれを無視したようなことが行われているわけですから、何をするかわからないということでもあります。何かされたときにいやそれは全然想定いなかった何ていって、あっからかんとしてられないわけですね、為政者は。議員も含めてですよ、政治家は。

ですから、最悪の場合を想定することはあたりまえだと思っておりますけれども、別に戦争をしたがっているとかそういうことは、やっぱりよって立つところが違うというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

第131号議案に対する討論を行います。

笹木信治君 第131号議案 南魚沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について反対の討論をいたします。

この条例は目的にありますように、武力攻撃に備えるということが目的であります。この武力攻撃という事態が、今、想定されるのかどうかという議論が今ありました。市長は0.1パーセントの可能性があるとすれば、というようなお話をされておりましたが、私は直ちに、もちろんだという確率で戦争事態がこの南魚沼市に及ぶかというようなことはわかりませんが、少なくとも当面の脅威とされる北朝鮮が戦争する能力のないというはもう常識であります。

したがって私は日本事態が戦争を引き起こすというようなことはないわけでありまして、アメリカとの関わりのなかでそういう戦争がある可能性というのが一番大きいわけでありまして。

そうしたなかでこの武力攻撃に対応するという対策本部を地方でつくるとこの条例がありますが、これは、言ってみればそうした戦争の臨戦態勢に国民を動員するというひとつの目的があります。これは考え方といいますか思想的な目的があるわけでありまして。私はそうしたことは今やるべきでないというふうにご考えております。

また、戦争時代の中で政府や軍隊がはたして国民をどれだけ守ってきたか。これは、世界の歴史を紐解いてみればわかることではあります。この先の対戦においても沖縄で 唯一日本では、沖縄で陸上戦のあったところです。そこでは、軍隊の方から沖縄の住民に対してアメリカ軍に捕獲される前に自決しろとか、飛び込めということすらあったわけですから。私は戦争の末期において、政府や軍が国民や住民を守ったなどということはなかなかできないこ

とだと思っんです。この法律はそうした事態に及んだときに自治体でもって対策本部を作らせて、道路やさまざまな施設、人的なそういう要する人的な確保、そういうことを自治体にやらせると、そういう務的が濃いと思っわけであります。住民の危機災害を救うとすれば、今の防災計画それで十分だというふうに考えておりますので、本条例に反対するものであります。以上。

阿部俊夫君 本議案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどからいろいろ議論を聞いていたわけですが、戦争が全くないということはやはり考えられません。日本は戦争なんかやっては絶対にならない。わずか20万人からの自衛隊の皆さん方、一週間戦争すればあとは戦争なんかできる力はないと思っます。

しかしながら、やはり先ほど柏崎だとか新潟だとかという話が出てきましたが、そんなところが攻撃されて我々の地域も全く関係がないなんて、そんな発想はとてもじゃないけれど私らは持つわけにはいきません。冷戦時代にはそれこそ国民の皆さんはわからないけれども、1年間に1,200機もの国籍不明機がいつも領空侵犯をしている。それにスクランブル発信をしていたわけですが。

そんな状況でまたテポドンなんてのが頭の上を通り越して三陸沖に落ちたなんてこともあります。それからテロ。これは今だって拉致をされた、これはテロだと思っます。主権国家の、日本の国の国民がいつのまにか何十人も北朝鮮に連れて行かれてこんな結果になった。それで一步も進展をしない。こいったこともやはり国民が外国に拉致をされるということ事態もやはり大変なことだと私は思っます。

先ほど市長からお話がありましたけれども我々の南魚沼市民をどうやって守るか、戦争なんか絶対しちやいけないと、こんなこと誰でもわかっておりますけれども、相手のあることですから明らかに拉致だとかテポドンが飛んでくる。最近の軍備費を見てみ極端に北朝鮮あるいは中国というものは拡大をしておるわけですから。戦争なんか絶対やっちゃなりませんけれども市民をいかにして守るか、そういったことに対応していくということは必要であろうと、そんなことで本議案に対しては賛成をいたします。皆さん方の同意をお願いしたいと思っます。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第131号議案 南魚沼市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第131号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第132号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。

第132号議案 南魚沼市国民保護協議会条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、132号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第71、第133号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第133号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第133号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第72、第134号議案 南魚沼市結婚・出産祝条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 趣旨として大変いい条例だなと。変えることに対しては全然問題はないと

私は思うんです。文言を良くしたとかわかりやすくしたとか、いい考えだと思うんです。けども、記念アルバムやら1子、2子に対して記念アルバムやら記念樹引換券等をやるよりも、地震のときに振興券を配ったわけですね、2,000円の。はっきり記念樹買えというのじゃなくて、そういうふうなもので考えてもいいのかなという点がまず1点。用途を決めるんじゃなくて、そっちの方がいいんじゃないのかなという点。

あと、第3子、第4子、もうちょっと頑張っていたきたいなという思いがあるんですが、そういう点についてどのような。片方結婚の方は廃止するわけですから、もう片方の方はもうちょっと頑張りたいなという思いがあるんです。どのようなお考えなのかいただきたい。

市長 前段の方については、後で課長からお答えをいただきますが、後段の第3子、第4子以降の、もう少し金額を上げるということだと思いますけども。これは効果がごくさだかではありません。それがあるから第3子を第4子を、という方というのは非常に今のところは見えない部分であります。

そのへんの効果を見極めながら、すごい効果があるという部分が出てきますれば、それは考えていかなければならない問題だと思いますけども。一時金的にそれは1,000万円もやれば別ですけども、10万円単位のお金を支給しても、それがためにお子さんをもう1人生もうということにはなかなかないかなと。やはり生んでいただいたあとの、援助やそういう部分をきちんとやっていく方がいいのではないかな、というまだ気がしております。

この金額を今増やすという。できればこれらも廃止をして支援策の方に投入した方がいいのかなという気持ちもあります。そこはまだ削除するとかということではありませんけども。ですので、今のところこれを増やそうということも考えていませんし、効果をもう少し確信、私どもは確認をしたいという意味もありますのでしばらくの間はこの方向でお願いしたいと思っております。

子育て支援課長 牧野議員の1点目の、振興券の活用はどうかということでございます。条例上は記念樹あるいはアルバム、それからチャイルドシートの購入助成金として3つありまして、1つは現金を支給するという部分、あとは現物支給という内容でございます。

したがってどの部分を振興券に替えるかということで、現金が選択すればその部分では渡れるわけですので、その部分で活用していただければ足りるのかなという気はしていますが、振興券を追加してもなんだ差しつかえないわけでございますので、そのへんは今後検討しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

牧野 晶君 答弁的には非常にわかりやすい答弁であれだなという思いはあるんですけど。私、非常にこれから矛盾することを言うんですが、笑っていただいてもけっこうですけど。私としても本当は第1子、第2子はもうしなくてもいいんじゃないのかな。その分、3子、4子を頑張りたいなという思いがあるんですよ。

と言いつつも、どうせやるのであれば地域の、地域で育てるという点で記念樹引換券や記

念アルバムを配るということじゃなくて、皆さんの税金の中から、皆さんの子供に対する応援策として5,000円ずつの振興券をお渡ししているんですよ、的な雰囲気もまた作っていくとまた違うのかなという点。2つの矛盾しているお願いをしているんですが、どうなのかなという点で、答弁としてはそちらの方から今度してくるのはたいへんかもしれませんけれど。考えていただければなという思いがありますのでよろしくお願いします。答弁はいいです。これは。

中沢俊一君 結婚の祝いの気持ちを表すことを廃止するという。私はこのへんに疑問を感じております。日本ではご承知のとおり婚外子というのは2パーセントに満ちておりません。西欧各国のように半分が婚外子だというようなそういう制度と申しますかね、社会の仕組みが整っているところであれば少子化対策にどれほどの影響があると私は思いません。

けれどやっぱり日本の場合は結婚してこそ子供が認知されるということですから。私は一般質問にもありましたけども、この祝金何がしということも含めて、結婚に対する市の取り組みというのは私はこれは捨てるべきものだと思っております。どの程度の財政の効果があるのか私は知りませんが、財政上だけのもし考えで条例をこういうふうに変更すれば私は大変残念だと思っております。

また、今、牧野議員の方から3子、4子以降の助成金、これの引き上げに対しての市長から答弁がありました。矢祭町の昨日も例も出ていましたけれども、第3子100万円、第4子が150万円ということ掲げましたら、第3子の出生が去年より5割上がったと。今年はまたさらにそれを上回るような見通しがあると。

私も子育てを経験してわかりますけれども、まさか結婚して子供が生まれる当時から大学あたりの学資までみているわけではありません。やっぱりそのときどきと何十万円単位、あるいは100万円単位でくるようなそういう一時金というのは、私は本当に若い夫婦にとってみれば大きな行政の支援を感じる部分だと思っております。その2点についてちょっとまた考えを聞かせてください。

市長 結婚を祝う気持ちは全く変わっておりませんし、たとえばこれを継続したから財政的にとても立ち行かないという状況ではないんです。ただ、結婚祝という部分について、結婚をしていただくための支援策というのは市独自ではやっていません。けれども、南魚のなかでは今の基金を活用しながらやっていくという、そういう方向に力を入れていく方が、より一層効果が出るのではないかと。結婚をしたから行政がお祝いをするという部分というのも、私は若干疑問はありました。ただ、それは記念的でありますから、それはそれで結構なんでしょうけども。これは利用率がどのくらいだったか・・・(「60パーセントぐらい」の声あり)6割ぐらいだそうです、いわゆる引換券持っていくのは。

ですから、そういう分も含めて結婚を祝わないなんていう気持ちじゃありませんけれども、そこまでの行政が介入しなくてもそれはそれで結婚をしていただく方に一生懸命力を入れていこうと。そういう思いでありました。財政的なことが全然ないなんて言えば嘘でありますけれども、そうして効果があるかどうかという部分を検証した結果が、そうこの部分につい

ては効果がないのではないかという思いであります。

あと、後段の方であります、確かに100万円、200万円という単位になれば、それは効果が一時的にせよあると思います。ただ、そういうところをやっている部分というのは、非常に小さい単位の町村ですね、確か。私の知る限りでは、10万、20万のとか100万都市でこういうことというのは、ほとんど私は聞いたことがありません。やっていたら別個ですが。これはちょっと私どものところで、この3子、4子以降の皆さん方の数を見ますと、とてもとても100万円単位で支出をできる状況ではございません。その後どのようなようになるかもわかりません。今の状況を見てきまして。

ですから、そういう部分でなくて、子供さん全体に及ぼすようなそういう支援策が一番いいだろうということで、今年はいろいろああいう部分をやったわけでありませうけれど。3子だから4子だからという、これは多く生んでいただいてありがとうございますという意味も含めればそういうこともあるかもしれませんが、あまり「4番目の子供だからお前100万円もらったんだぞ」なんて話は、私はあまり関心をしないというのが持論でありまして、そういう部分であります。

確かにそれは大きなお金をそこで渡せばそれだけの効果は出ると思いますね。ただ、10年、20年経ったあとに「さあさあ、そくなた。あのとき100万円目当てで生んでみただもこれはおごとのことだ。」なんてことになるかもわかりません。それはわかりませんが、そういうことを思っていたかないための支援をやっていく方がよりベターだろうと、そう思うわけであります。

中沢俊一君 結婚をするカップルが減ってきたものだから出生率が下がっている、これはご承知のとおりだとだとおもいます。現に90パーセントのカップルが3年以内には第1子を設けているわけですから。やっぱりここを私はどうしても結婚が減っているなかで選びあったカップルですから、町としては、たとえばチャイルドシートあたりは本当に助かると思うんですよ、実際に。それで60パーセントの利用率ということは、まだ、PRがちょっと足りないのかなという気もしておりました。

また、後段の方ですけれども、そうですね。でも市長、やっぱり巷に聞かれる声を拾ってみれば、「ここで確かに3人目になるどもこの30万円、40万円あれば本当にいいがだがない」というあたりはあちこちやっぱりあります。そして、さっきの結婚と組み合わせて、婚外子を認めるということも汲みまして、欧州では出生率の確保を図って、それにまたある程度成功しているわけですから。それに、矢祭町なんて本当に厳しい、合併を選ばなかった町で、こういうところにはそういう予算配分をしているわけですから、このへんも少しは頭に入れておいて欲しいと思いながら今、質疑をさせていただきました。

子育て支援課長 今回、結婚祝条例の廃止の関係でチャイルドシートについては引き続き交付するわけです。結婚をした人たちの記念樹とアルバムだけは、今回、子育て支援の総合政策の方に展開をしていくということで廃止をさせていただく内容でございます。チャイルドシートの交付は引き続き行います。なお、購入券の補助は行います。以上です。

笠原喜一郎君 結婚の祝いがなくなったということですが、私はやはり市として、市の側からということではなくて結婚をした側からみれば、やはり市の方からお祝いをしてもらったと、それは金品のことじゃないんです。私は前にも、六日町時代であったかもわかりませんが、結婚届を出しに来たときに、もし時間が許すのであれば町長室に行って、町長がいたときにはぜひお話をしませんか、というようなことで祝っていただきたいという話をしていただけたわけです。

今、どういうふうになっているかわかりませんが、やはり新しい二人で人生をスタートしようというときに、たまたま来たら、それでも市長室へ寄って市長と一緒に茶饮んだとか、あるいは市長が留守だったから助役さんと一緒に茶饮んで、頑張ってくれという話を伺ったということは、私は新しいスタートをする人にとってみれば自分の宝になると思うんですが。お金を出す、出さないは私はもう結構ですけども、そういう応援をするということは、何か私は考えていただきたいな、というふうに思いますけれども市長お願いします。

市長 そういうことは、別に何の支障もありませんし、今、その結婚祝の部分で総合政策の方に転換するというなかで、喜んでいただけるかどうかは別にしておいでいただいた皆さんにそこで市からの、手紙的なものを差し上げたり、そういうことは考えておりました。それが市長室においでいただくなんてことになれば、それはありがたいことですから私は居る限り会いますし、助役であっても収入役であってもですね。それはそれでそういう周知をして、居ないときはご勘弁願いたいわけですが、そういうことは何としてでもやって祝意は表したい思っておりますので、よろしく願いいたします。

阿部久夫君 先ほどの笠原議員と同じような意見であります。私も一般質問で結婚相談員の質問をいたしました。そうしたなかで結婚のお祝いを止めると。しかし、今これからどんどん何としてでも1人でも多くの方がカップルで一緒になって、そうして子供を作っていただきたいと。私は、これは基本だと思っています。もちろん第1子から第4子の支援するのは本当にありがたいことだし、いいことだと思っています。

その前にまずカップルを誕生させるということが基本であって、この結婚祝を削ると、祝を削除する。どうも私これを読んだとき何でだろうというふうに私は感じています。やはりこういった結婚を率先して喜んでいくんだという気持ちを、市長から示していただいて、できるだけ南魚沼市は結婚のことについては力いっぱい頑張っているんだということをしていただきたいと。

確かに子育て支援はやっていただいています。しかし、ここにきて結婚祝をやめるなんて、ちょっと話がずれているような感じがしますが、再度、私は市長の気持ちをお聞きしたいと思っています。

市長 ですから、結婚を祝う気持ちを止めるなんてこと言っているわけではありませんで、条例上はこの結婚は抜けますからこの祝いというのは抜けますけども。今ほど笠原議員からあったそういう部分もありますし、子育て支援の総合政策の中にこの部分は移っていくということですし結婚を祝うことも当然ですが、もっと結婚していただくための方策

もまた充実させていきたいとそういう思いです。

ですから、いわゆるこういう一度やっていた部分がなくなると、すぐ切り捨てだとか止めるとかという。気持ちなんて十分ありますから。そういう気持ちはきちんと表していきますということです。それにお金をかけるか、かけないかというその部分だけでありまして、今言ったようにまたかけてもあまり効果的な部分がない。

確かに、家の娘が結婚したときには記念樹持ってきて植えましたけれども、植えてほとんどかまわないから今年の雪で全部だめになりましたし、アルバムというのはほとんど今ないそうであります。これはやはり時代の変遷であります。ですから、そういうことを一応廃してまた違った意味で、市からの気持ちは込めてやらせていただこうということですのでよろしくひとつお願いいたします。

阿部久夫君 私達は市長の話を聞いていればそれはわかります。しかし、一般の市民の方はおそらく結婚祝を削除したというような話を聞けば、「何だ」というふうに私は感じると思います。一緒になってこうして話をすれば、もっともだということはわかるんですが。私はこの文書の中からやはり結婚及び祝いを削除するということは、できたら削除しないでそのまま結婚祝を市としても、大変喜ぶんだというようなことの文書をしていただきたいと思いますが、もう一度お願いいたします。

市長 条例上からは結婚という部分が消えますが、今、阿部さんのおっしゃったような市としてのお祝いの気持ちを表している部分は、ちゃんと係のところでは何か工夫してそういうこともやりますから。条例が削れた、これがどういうふうに周知をされるかは別でありますけれども、議員の皆さん方にご質問のあった際はそういうことで、アルバムと記念樹は結婚祝として止めた。だけど市の方で気持ちとしてのなんらかの形を表すこともちゃんとやるから、というふうにお伝えいただきたいわけですが。マスコミ等にそういうことになればそれは私も説明しますし、市民の皆さんにもおいでいただいた際にそういう不満が出ないようにきちんと説明をしながら、やっていこうというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

遠山 力君 それでは3条の3項についてお伺いします。出産前の1カ年住所を南魚沼市に置かなければだめだよというのは、ちょっと私はかわいそうじゃないかと思うのです。といいますのは、どういう気持ちでこういう項があるかわかりませんが、9カ月、8カ月くらい前に南魚沼市に引っ越してきた人が産んだ子供は何でももらえなくて、5,000円相当のがだと。その部分だけでも良くなったのだという説明をいただいたんですけど、ご本人にしてみれば隣に 最近はいないと思いますけれども こういう20万円なりをもらっている方はどんだんいるなかにおいて、「おれはちょっと遅く来たばかりに5,000円になった。」ということで5,000円をもらったこと自体を喜ぶよりも、かえてそういう差別でもないんですけど、規定にひっかかったことを悔やむようなおそれがあるわけでありまして、どういう趣旨でこれがあるのか。

こんなのはなくして、それから2条の方にこれからも南魚沼市に住むようにという縛りが

ありますけれども、それでも事情があればいつ出ていくかわからないわけであります。だからといって20万円を返せというわけにはいかないわけですので、そういうのであれば出産前の住居の縛りというのは、ちょっと疑問があると思うんですがそこらへんについて説明をお願いします。

市長 これはご承知のように生まれる直前にここへ入ってきて10万円、あるいは20万円という部分を受領してと、そういうことを防ぐためであります。その前のこの5,000円相当の部分についてはちゃんと支給します。ただ、そういうことを目当てに直前に南魚沼市においでいただいて、そして子供を3人目なり、4人目を生んで、またすぐ帰られるというそういうことを防ぐためであります。

ですから、そういうふうに理解してください。これをたしかやらないと、住所なんていつでもどこへでも替えられるわけですから、必ずそういう部分が出てくる。ですから1年、いわゆる妊娠期間も含めてですね、そういうかたち。これだけはひとつちょっと譲れない線があります。性善説に立てばそういうことはないんだろうと思いますけれども、やっぱりそうばかりは言っていられない事態が間違いなく出てくるということでありますので、それはそういうふうに理解してください。5,000円相当の部分はそういう方であってもそこへちゃんと支給はするということです。よろしくお願ひいたします。

遠山 力君 そういうねらいということは私もわかるんですけども、それだったら1年なんて長くしないでもうちょっと短くして、たとえばそれをねらいで住所をこちらに移すという方は、やっぱりもっとずっと短期だと思うんですよね。私はもうずっと性善説ですから、そもそも居ないと思うのです。南魚沼市に家がある方が実家に戻って出産したって、住所なんて持ってこないわけですから、そういうのもあるわけで性善説から言えば1年というのは長すぎると思うんですが、主旨はわかります。市長の言う主旨はわかるんですけど、それをもうちょっとこうは、ということはどう一回お伺いします。

市長 いわゆる、あまりここでそういう議論はしたくないんですけども。1年としたのは、本当は10カ月でもいいんですね、ある意味では。ここで、南魚沼の地で妊娠の兆候が出たという部分から、というそういう思いだと思ってください。それは確かに議員おっしゃったように、5カ月も先にくる人はいないなんてそういうことは全く、さっきの0.1パーセントよりは相当想定される部分がありますね。ですから、そういうことありまして、性善説に立ちたい部分は山々であります。いろいろの状況を見ておりますとそういうことばかりではないわけでありまして、市民の皆さんの税金でありますから、本当にきちんとした市民の皆さんにお返しするというそういう精神からすれば、とても、今、期間を短縮するということには至らないという判断ですがひとつご理解をいただきたいと思ひます。

和田英夫君 このことになると一言お話をしたいなと思うわけでありまして。昨日、一昨日の総合計画案でかなり議論して、これで止めようと思ったんですが、またここで出てきたわけですが。

やはり市長は、結婚対策は難しいからかなり総合計画の中ではおそらくあると思ったのか、

あえてこれは削除。少子化対策は載せなくていいのかという、そのへんはわからなかったが、今回、今日のこの議案を見ると、やはり市長は生まれてきた子についてはそれなりの手当てはするが、それ以前の難しさがあるし、市がそこまで介入しなくてもいいという考え方がここに一貫して出てきているなというふうに私は思うんですね。

そこで、あらためて言うまでもなく総合計画のなかでは明らかに推計人口から実質的人口までどんどん減っていくという数字が出ているわけです。しかし、一番鏡には「自然・人・産業の和で築く安心のまち」人間貧乏の地域がはたして本当に安心のまちになるのでしょうか。それは、市全体でなくてもいい。たとえば個々の家庭で、やむを得ず高齢化家族だけ、あるいは単身家族。本当にそういう家庭はやむを得ないが、その家族にとってお年寄りにとって安心で、確かに若手がいなければある面で静かでいいかもわかりませんが。

一般的に安心と言われるかということからして、この子育て以後については私は市長のそれを評価しますが、以前の取り組みが弱いということで一昨日も言ったわけですが、またここに出てきた。これは気持ちはあるんだと。それはひとつ子育て支援のなかの総合政策で取り上げるといふ言い方をしましたし、また反面、今日の議論で広域連合の予算でもそういう関係も取り組むから十分だと、こういう答弁をなさっている。反面、おそらく冗談だと思うんですけど、生んでみたら失敗だったなんてことを議論のなかで言うこと事態が非常に、考え方の次元が違うと言ってしまえば議論が進まないわけでありませう。

私は、今回のこの議案はある面わかりやすく子育て支援を市として取り組むから、それはそれでいいんです。だとしたら、今度はこれはこれでわかりやすくひとつ条例を定めて、もうひとつの方の結婚対策、いわゆる総合的な少子化対策・・・

議 長 質疑を簡潔にお願いします。

和田英夫君 これはなかなか難しい問題だからそう簡単にはできません。市長、そこでね、片一方で簡略化したら、本当に気持ちがあるならひとつ少子化対策という総合的なのを、子育て支援課でもいいし社会教育課でもいい。これを対案に出しながら総合的に取り組むんだと。これがなければ、片一方では気持ちがあるけど、片一方では姿が減ってきて、片一方で。私はこの議案そのものを反対しているわけではありませんよ。

しかも先ほど、お隣の笠原議員がいいことを言う、なるほどなあというふうに私も参考になったわけでありませうけれど。先般、巻の都合で亡くなった方の届出をしていたら、その隣が実は婚姻届でおめでとうございますという。なかなか、今のシステムではやむを得ないが、ご提案のようにね、そういう方々は必ずしも市長室まで来なくても塩沢、大和の分庁舎があるわけです。そこでは地域課長、市民課長でもいいがちょっとそのへんで配慮をおくような姿勢が大事だと思うが、それはそれでいいが。

総合的な政策と言われましたが、それを早急に打ち出す考えがあるのか。これは子育て支援課でやっていることですが。

市 長 先ほどもふれましたが、広域連合が解散になって、いわゆる基金の部分の運用を、今度は湯沢町さんとの協議会を作ってやっていかなければならないわけでありませう

けれども、そのなかで、今まであれば100万円前後出して、ふれあいパーティーということでやっていたわけです。ところが、なかなかやり方も含めて効果が上がりませんので、その部分を今度は協議会のなかでどうしていけばいいのかも含めてきちんと。要は結婚していただいたお祝いの気持ちなんてありますが、結婚してもらわなければならないわけですから、結婚してもらうためにどういう方法をとればいいのかということ、きちんとまた手厚くやっていきたいとそういうことです。

それは湯沢と一緒に協議会のなかでこれからきちんとしたことをやっていこうと。今までどおりだと100万円の予算あるわけですね。そのための。ただ、それを単にお見合いパーティーに使っただけでいいのか。パーティーそのものももっともっと方法を考えなければ、なかなか今まで効果が上がってこなかったということですから。そのへんも、それが結婚していただくための出会いを作ったり、結婚するための総合政策的な部分にして出していこうということとあります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第134号議案 南魚沼市結婚・出産祝条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第134号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。

なお、午後の開催は1時からでありますけれども1時から全員協議会を開催し、その後、本会議に入ります。

(午前12時00分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時40分)

議長 日程第73、第135号議案 南魚沼市図書館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

関 昭夫君 6条の関係でちょっとお聞かせをいただきたいと思います。条例上、改正

案では指定管理者が教育委員会の承認を得ればここで決められている毎週月曜日それぞれ以外の(2)(3)もそうですが変更できるということらしいですが、現行も月曜日が休みと。それからここで新たに規定した図書整理期間ですがこれもちょうど今始まったぐらいだと思います。今回もそうですが学校の休日に重なると。月曜日振替の場合、ほとんど月曜日が休日になるというなかでそういうのに配慮ができないものかなと思っておるんです。

せっかく休みの日、利用したいと思っても図書館の方が閉館しているということでは、子供もあそこで受験生やなんかも一生懸命使っているようですし、そういう部分ではちょっとサービスの向上にはつながっていないかなという気がするんですが、配慮ができるかどうかお聞きをしたいと思います。

社会教育課長　　まず毎週の月曜日の関係でございますけれども、やはり日曜日等々に利用しまして、図書の整理的な、結局、返却等々の関係がございましてその整理的なものがあります。若干、月曜日を休館日としながら結局整理をきちんとしながら、よりよく市民にサービスをして提供したいというかたちがあるものですから、そんななかであんまり向こうへ行かないで月曜日に即、整理をしたいと。こういうかたちで休館日にしているものでございます。

それから年に1週間程度のその休館日、今ほどの提案の関係でございますが、今日あたりから始まってございます。したがって3月の子供たちの休み等々にちょっと若干ひっかかる面もございますけれども、その点につきましては時期的なものについてちょっと内部で検討をしたいと考えております。

関 昭夫君　　お願いします。

議 長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長　　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長　　採決いたします。第135号議案 南魚沼市図書館条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第135号議案は原案のとおり可決されました。

議 長　　日程第74、第136号議案 新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の受託について、日程第75、第137号議案 新潟県塩沢ジャンプ台管理条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長　　(提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第136号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第136号議案 新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の受託については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第136号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第137号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第137号議案 新潟県塩沢ジャンプ台管理条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第137号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第76、第138号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第138号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第138号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第77、第139号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正ついてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第139号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第139号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第78、第140号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第140号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第140号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第79、第142号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の制定について、日程第80、第143号議案 南魚沼市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について、日程第81、第144号議案 南魚沼市在宅介護支援センター条例の一部改正について、日程第82、第145号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う)

議長 4件を一括して質疑を行います。

岩野 松君 少しわからないところを詳しく説明していただきたいんですけども。144号と143号の違いなんですけれども、城内病院の介護支援センターは今まで各旧の町村にあったのをまとめて城内病院の中に1カ所だけという意味と、その包括支援センターというのは各それぞれにあると。142号の2条の1と2がそれぞれにあるというのに在宅介護支援センターは城内だけでいいという見方なのか。それともそこら辺の内容がちょっと内容的にわかりにくいのでお聞かせください。

それと介護保険料の改正についての緩和措置ということであげられていますけれども、この緩和措置というのは私どもの市が特例でなくて、こういうふうに値上げする時こうしなさいという国の指導というか国のあれによるものであるかどうかもお聞かせください。

福祉課長 第142号議案の方につきましては、これは先ほど言いましたようにケアマネの業務をやる事業所を定めておりまして、最初の3条第1項のところにつきましては介護給付。今までやっていた介護の関係のケアマネ業務をやる事業所ということで3カ所。城内在介センターも引き続きここでやるんだよということです。

それから次の第2項の地域包括支援センターにつきましては、予防介護の部分のケアマネジメントをやる事業所です。というふうなことで事業所をここにあげさせてもらっているというふうなことですし、それからもひとつ在宅介護支援センターの条例改正で、城内在介だけ1つ残しましたが、これは各条例で在介センターについては設置しなさいよというふうなことになっておりますので、これだけは条例でさせていただきました。

ただ、包括支援センターの方は本法で決まっているということで、条例制定は要らないといわれていますので、在介センターの設置だけはこの条例でさせていただいた。ということで事業所を定める条例と、それから設置をする条例というふうなことで使い分けをさせていただいてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。説明を終わりますがわかりましたでしょうか。

議長 18番、わかりましたか。

岩野 松君 はい。

福祉課長　あと保険料の緩和措置につきましては、国が示した内容でやっております。
以上でございます。

中沢俊一君　1点だけちょっとこれは質疑にはなりませんけれども。旧六日町時代ですが居宅介護をしている所帯には年額で多分5万円だったか、町の方から支援金が出ておりました。合併協議の中で確かこれはもう廃止ということになったと思っておりますけれども、私は自分の同級生がこの間、親を見送りまして、居宅介護をしておりました。せめてその本人の保険料に該当する分ぐらいは、在宅で介護している人には何らかのその措置があれば、気持ちとして納得できるんだがな、というようなことがありました。この財政の厳しいなか今はどうかしても、そういうふうな考えが出てこないかどうかちょっと聞かせてくれませんか。

福祉課長　家族介護者手当てにつきましては、塩沢町の方でもやっております、塩沢町17年度は5万円ずつ支払いさせていただいたと思いますし、南魚沼市の方もちょっとすみませんが3万円にさせていただいてやらせていただきました。18年度も引き続きちょっと額については検討はあるかもしれませんが、引き続きやらせていただくようなかたちで準備をしておりますのでよろしくをお願いします。

議　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　第142号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　採決いたします。第142号議案　南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第142号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　第143号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　採決いたします。第143号議案　南魚沼市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第143号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第144号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第144号議案 南魚沼市在宅介護支援センター条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第144号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第145号議案に対する討論を行います。

笛木信治君 第145号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について反対討論をいたします。料金改定の部分についてであります。予算でも議論をし批判をしてみました。本条例においてこの料金が制定されるわけでありますが、ご承知のように向こう3年間の介護費127億円とみて計算をしているわけですから、この料金は介護保険の仕組みからしてこうしたことにならざるを得ないということは理解できるわけであります。が、ご承知のように被保険者からしますと利用料も特養ホームのホテルコスト代、あるいはショートステイからデーサービスに至るまでの食事代が自己負担となる、というように利用料、その負担が増えております。

しかもこの度の税制改正によって料金の段階も1段階も2段階も上がる人があるということでもあります。こうしたことにさすがに国も緩和措置を設けておりますが、これも3年間ということですからあと2年、ほとんど私はこれが被保険者の ないよりはいいかもしれませんが、たいして役に立つものではないというふうに考えております。

市におきましても全くそうした軽減措置をとっていないというふうには言いませんが。こうした状況のなかで市のこの料金に対する配慮、やはり高齢化が進むなかでそのサービス体系のなかで、もちろん介護の量も複雑多岐に亘っていますから経費もかかることはわかります。が、やはり被保険者の今の状況を考えてこの保険料の負担軽減あるいは利用料の負担軽減ということについて、もっともっとやっぱり具体的に施策を講ずるべきであるというふうに考えております。この条例にはそうした点がありませんので反対をするものであります。以上。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第145号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、145号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第83、146号議案 南魚沼市収入役の選任ついてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第146号議案 南魚沼市収入役の選任ついて、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第146号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第84、第147号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第147号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてについては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第147号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は2時50分といたします。

(午後2時30分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後2時50分)

議長 日程第85、発議第2号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第2号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第2号は否決されました。

議長 日程第86、発議第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

駒形正博君 見識を疑われている産業建設委員の1人ではありますが、見識が疑われているのが晴れるかどうかちょっと自信がありませんけれども。私のこうした意見書についての考え方をいったん述べさせていただきます。

この意見書については平成5年細川内閣がWTOを締結して以来こういう問題ができたわけです。それから以来10年、この問題を意見書としてわれらが支持する政府自民党にあげてきました。しかし世界と約束したことが優先され、なかなか我々の意見書の内容に沿った政策をとっていただけない、というのが現状であります。私もそうしたなかで、この意見書はすでに政府自民党では我々が何を求めているか十分認識していると思っております。

そうした中で私は笛木議員それから岩野議員を個人的に恨むところはありませんが、このお二人には政策集団日本共産党という誰とも一致をしない政治信念を持った団体がついております。先輩からも先輩議員からも共産党の意見書に、自分たちが賛成をして一様に意見書をあげようとするなど度々言われてきたわけです。今回この意見書の内容が十分政府に伝わっていると判断しております。提案者はやっぱり意見が一致すれば誰でもいいじゃないかというような22番議員の意見もありましたが、やはりこうした意見書が出てくる時に、陳情者が誰であるいは請願者が誰で、そして紹介議員は誰だと。このメンバーによって意見書の内容を見るとともにその意見書を提出あるいは紹介する議員によっても、賛成する、しないの大きなポイントとして私は考えております。

この度はそういう考え方から、結局こうして共産党が意見書をあげてくる、そうしてわれわれが採択すると、先には今度は南魚沼市議会議長の名前で中央に自分たちの考えを伝えていこうとしている。大変最近は何となく巧みになっております。そうしたことを1件でも許したくないということで、もしこの意見書をあげるんであったら我々から自ら意見書をあげて採択していこうじゃありませんか、今後は。共産党のあげた意見書は中身が正しいからといって共産党の意見が中央に我々を介して意見がいくと、このシステムは私は絶対許しがたいということから、この意見書に反対していただくよう強くお願い申し上げまして反対討論終わります。

議長 次に賛成者の意見を求めます。討論を求めます。

今井久美君 私はこの発議に賛成の立場で討論を行います。今ほど反対者の意見がありました。また先ほどの請願のなかでもいろいろ議論がありました。しかし私はこの農業、まして稲作についてはどんな提出者であろうが、私はこの魚沼コシを産業として抱えている南魚沼市の議会は党派を越えてこれは守らなければならないことについては断じて通す。小泉総理が言おうが泉田知事が言おうが、あこの市は稲作については党派を超えて一本化だと。

そういう姿勢を今後も貫いていかないかぎり、価格も下がっていく魚沼コシ、特にこの稲作について守りきれないと、私はそう確信しています。いろいろな政治の方向には違いがあると思います。もちろん私と日本共産党とも大きな違いがあります。ただこの稲作については一致団結すべきであると、私は強く確信を持っております。どうか皆さんの賢明な判断をお願いするところであります。

議長 ほかに討論は。反対討論。

関 常幸君 本議案に反対の立場で討論に参加いたします。昨日、黒岩代議士の結婚お祝い会に出席いたしました。家に帰り早々おやじが「お前は自民党だろう」と「なぜ民主党の会に出席をしたのだ」とおやじから政治家としての姿勢を教えられました。私は本議案の内容の中身と同等に、提出者の政治姿勢が大事だと思います。そういうことから今回の意見書内容については十分理解いたしますが、私と政治的なイデオロギー、政治的な姿勢のあり方が違うわけでありますので反対をいたします。ぜひみなさんの賛同をお願いいたします。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第3号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第87、発議第4号 「豪雪それ自体災害である」という認識を国に強く求めるとともに除雪経費の軽減措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。局長。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

関 常幸君 雪国に住む全ての私どものために除雪経費に対して助成ができる仕組みを国からどうしても作ってもらいたい、そういう視点から質問させていただきます。意見書を出すことが目的でないわけですから、このことを達成させるには私ども南魚沼市の市議会だけでなく隣の湯沢町、魚沼市、津南町、十日町市と連携していくことが私は大切で不可欠だと思います。ことを焦る必要はないと思います。

そして昨日の新潟日報の「私の視点」に十日町の市会議員の方が「雪の恵みに感謝」という投稿をなされています。スキー場関係者、商工業関係者、一般市民そして高齢者や青年、

年齢層によって豪雪、大雪に対する考え方や思いは微妙にいや、大きく違うと思います。この意見書の趣旨に対しての異論はないわけではありますが、雪国に住む私たちにとって雪は生活、暮らしの一部です。そのことから近隣市町村と一体となって提出することが大切ですのでそのことについて質問をしたいと思います。

笠原喜一郎君　お答えをいたします。このことについては今議会のなかで市長も現行法では不備である、という認識を答弁をされております。議会は議会の立場で、また、市長は市長会等そういう場があるわけですので、いろいろな立場のなかでやっていけばいいと、私はそう思っております。

関　常幸君　ある会合である代議士もこの投稿については褒めておりましたし、ぜひそうしなくちゃいけない。そうであればあるこそ私は私どもだけではこのことは通らないと思うわけです。ぜひ例えばどうしても私はほかの議会の皆さんと歩調をあわせていく、そのことが目的であることを達成をされると思っております。

確かに今言われましたように市長会は市長会でそうやっていく。何も私どもがここだけでやると私はまず無理ではないかと思しますので、ほかの議会と連携する必要があると思えます。もう一度そのことについて質問をして質問を終わります。

笠原喜一郎君　いろいろな考え方があるかと思えます。しかし私はこのことが意見書を提出したからといってすぐに全てがそのことが実現をできるというふうには思っておりません。しかし、政治というのは少しでも一歩でも前に行くための努力を私はすべきだろうと思っております。

今の関さんの話であれば揃わなければやらないということなんです。そうではなくてまず自分が一歩前に出る、そのことによって動きが出てくる。私はそれを期待をしております。それが市長でありまた議長はそういういろんな立場でやれるわけですから。まず今、我々がやらなければならないのは、この大雪の中で市民が感じている気持ちを議会としてどういうふうに一歩前に出るか。そこだと思っております。

（「議長、終わりと言いましたが再々質問」の声あり）

関　常幸君　その思いは一緒なんです。それで私も最初に言いましたように、これをどうしても作ってもらいたいという視点に立った時に、もし立場が逆になった時はいろんな議会とかいろんな構成員がいるわけでありしますので、スタートが私は大事だと思うんです。そういう意味から同じ土俵の中で、同じなかでスタートした方が、よりこのことは達成できるんじゃないかというふうなことで。考えは起こすことが大事だといいましたけれども、起こしかたを間違えるとあとは取り返しがつかないという行動の型もあるわけですので。ということで質問をさせていただいておるわけでありしますので以上です。

笠原喜一郎君　考え方の違いになるかと思えますけれども、私は十分に考えて行動するよりも、まず一歩前に出ると走りながらお互いが考えていく。私はそのことでいいかと思っておりますので提出をぜひさせていただきたいと思っております。

駒形正博君　発議案3号の続きみたいになります。この賛成者に笛木信治さんも加わ

えております。私はこうした意見が時たま合えば合う時だけ、共産党とともに組んでも意見書をあげていいんだという認識があるのか。非常に政治理念をどのように考えておるのか。そこがちょっと疑わしいんですが今後もこういうことが続くのかどうか。

少なくとも2番議員と共産党より、私は近い考えを持っていると思っています。そうしたものに賛成を求めなくて、こうした方々に賛成者になってもらって、ここで借りておけばどこかで返さなければならない。そういう関係を作り続けていくのか、その政治理念をお伺いしたい。この内容ではなくて。

笠原喜一郎君 この意見書は議運の場で提出をさせていただきまして、そして各クラブに持ち帰って議論をして、17日の議運の時にこの意見書に対して賛成者を募ったうえであります。つつじクラブは賛成をしません。提出者に賛成者に名を連ねませんということでしたのでここには名前が載っておりません。

それからじゃあ共産党は、とう話がありますけれども、私はわずか30人のこの議場で市民は、そんなイデオロギーの対立を求めているとは私は思っておりません。市民のためにこの30人の議員が、あるいはこの議会がどういうふうなことをやってくれるんだと。これだけの豪雪のなかでこの切ない気持ちを議会としてどういうふうに行動に起こすかという、私はその1点だろうというふうに思っておりますので、どなたが賛成をしていただこうか、私はいいと思っております。

駒形正博君 そうした考えが自然に笠原議員の心が腐食されているのではないかと。そういう事でもありませんが、例えば今つつじクラブもほかのクラブも賛成ではなかったということであれば、自分と同じ考え方を持っている皆さんと歩調を合わせて、この提出する時期を相談するとか、例えばこれから中越議長会、北信越議長会があります。そうしたところに南魚沼市議会議長が南魚沼議会ではこういうことが心配されていると。一緒に意見書を提出させていただきますと、同意してくださいということをお断りしてから、ただ南魚沼市単独で。先ほど6番議員も言いましたが、やっぱり団結をして同じ雪の災害にあった皆さんと一緒にスタートから歩調を合わせて、南魚沼市に先を越されたというような意識にならないように、そこを控えるべきではなかったかということをお断りしますが、ご意見をお伺いします。

笠原喜一郎君 考え方の違いということになるかと思っておりますけれども、私はこのことを南魚沼市議会が提出をしたからといって、よその市議会がおもしろくないとか先を越されたとかという、私はそんな小さい考えではないと思っております。みんな同じ気持ちですよ。この雪に対する苦しみ、なんとかしてくれという気持ちは。

それをこういう意見書にして出すということ、それはやっぱり私は市民はみんな求めていると思います。私は先ほど6番議員にも言いましたが、それは揃えていくことがいいかもわかりません。しかし市長は市長会の立場がありますし、また議長は議長会という立場があります。

しかし一步前に出すと。この議会でこれを議決をして出すということになれば、議長も議

長会に行って話をされるわけですし、市長も市長会やあるいは国に行って話ができるわけです。この意見書が通らなければ、それは話ができないわけでありますので、私はまず一步前に出ると、そういう思いでご賛同をお願いしたいと思っています。

駒形正博君 この考えは同じだと、まさにそのとおりですが。やっぱり1月21日ですか南魚沼市議会市議会議員、笠原喜一郎でおおむねこれと同じような記事が載ったわけで、すばらしい意見の発想を持った人だなと私も感心しました。でもどうして自分の南魚沼市議会の笠原喜一郎というのが、新潟日報を取っていれば新潟県中の人が知っているわけですよ。その時、よその市議会議員の方は知りませんが、私個人はおもしろくないなと思いました。こういうのを出す前になんで相談してくれないんだと。

ですから皆さんがそのように大きな気持ちの議長さんばかりならいいんですが、これから南魚沼市議会議長が中越議長会、北信越議長会に、これを不採択になんかなれば、持って行かれなくなる。これを採択してしまうと今言ったように、手前ばかり一人で何やっているんだと、言われる可能性がある。

笠原議員、今度、南魚沼市議会議長としてなかなか自分で採択をしてからよその市議会に同意してくれという言い方になるわけですから、私は非常にやりにくいなと思うんですけども、その辺はどういうお考えをお持ちでしょうか。

笠原喜一郎君 なかなか理解をしてもらえなくて残念に思いますけれども。私はそういうことでなくて、やはり市民がこの豪雪に対してどういう気持ちでいたかと、そのことだけなんです。そのことだけです。その思いを我々が。今まで私は9年間、議員をさせてもらいましたけれども、自分で意見書を書いたというのは初めてなんです。みんな今までは請願陳情で上から降りてきたものに対して出していただけなんです。この意見書だけは本当にここで暮らしている、あるいはこの雪国で暮らしているみんなの気持ちであると思って私は提出をさせていただきました。

ですからそういう私の行動に対して非があるということであれば私はお詫びをいたしますけれども、気持ちを、市民の気持ちを代弁をしてぜひ意見書を出させていたいただきたい。県からも頑張っていたいただきたいと。その意見書を国と県に出させていたいただきたいということになります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので賛成討論を許します。

笹木信治君 発議第4号「豪雪それ自体災害である」という認識を国に強く求めることとした除雪経費の軽減措置を求める意見書の提出について賛成の討論をいたします。

豪雪それ自体で災害であるというこの認識。これがまさに今私は日本の中央政府あるいは

県においても、ないとは言わないが希薄であると思うんです。この意見書の中核となるところですが、我々は考えてみましてもこの南魚の谷にいつ頃から人間が住み始めたか私よく知りませんが、何百年という間この豪雪の中で我々の祖先が進言してきたわけです。鈴木牧之が「北越雪譜」をあらわして豪雪を広めました、本当に我々の祖先はこの豪雪についてそこで頑張ってきて訴えてきたわけです。

私はいまだにそのことがきちっと認識されていないということに、はがゆい思いがします。そういう意味でもこの意見書は非常に重要であると考えております。提案者の説明にあったように、現行法では個人の財産についてこれを救済するということになっておりません。災害救助法では障害物の排除というような規定があるだけですから、はなはだ不十分であります。本意見書が求める税制の減免措置、当然のことです。

これもしかして融雪屋根の油代の経費とか、そうした新しい時代のものに対応しきれていない。除雪費については控除になるが融雪、屋根融雪の油代については控除にならないというような方手落ちのところもあるわけでありまして。こういうところも是正を求めていくという内容であります。

そうした意見書に大賛成であります、せっかく出てきたので先ほど来から議論されております党派のことについて。私はここに名前を連ねておくことをお気に召さない方もあるようで。すみません、ひとこと言わせてもらいます。

私は笠原議員が何党に所属するのか全く知りません。私は自民党であろうが民主党であろうがいいと思っています。私は自民党や民主党、他党を批判する場合にその党が悪いというふうには考えません。その党が行う政策について批判するわけですから。で、その党がいいことをやれば当然のことながら一緒に行動します。戦います。これは当然のことです。これは民主主義のいろはです。皆さんはその民主主義のいろはを否定しているわけですか。共産党だから駄目だということそういうことになりますよ。

そういうことでは私は南魚沼市議会の良識が疑われると思います。やはりその内容について何を今言わんとしているのか、何をやろうとしているのか。そこを見極めてそこでの議論をすべきです。

その提案者が賛成者が共産党員であるとかないとか。そんなことを議論するなんて本当に私は遅れていると思います。それこそカビの生えた反共理論だと思います。そういうことはおやめになって、堂々と中身で議論をする、そういう議会にしていきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ございますか。賛成討論。

阿部久夫君 発議第4号 「豪雪それ自体災害である」という認識を国に強く求めるとともに除雪経費の軽減措置を求める意見書の提出について、賛成する立場で討論させていただきます。

私は選ばれた1人でございます。今回の市議会議員の選挙によって当選させていただいて、市民の皆さんの大きな声をやはりこういった議会の場で、自分なりに思ったことを、また自

分が思っていることを正直な気持ちで発言することが私は大切だと思っています。

私はこういう会派のことは正直言って初めてであります。会派は別としましても今回のこの大雪に対しては、大勢の方がやはりこの雪が降って大変だと。経費がかかって大変だという声は、常々私の耳に聞こえてきます。確かに雪は降らないより降った方が経済効果は十分あります。しかし今回の豪雪に対しては未曾有の大豪雪と言われ、多くの方が亡くなり、また多くの方がこういった経費のことで家庭のなかでも大変難儀をしていると。それが実態でございます。

そうしたことは南魚沼市としても、やはり市民の皆さんの気持ちをくんで、意見書を提出して。滅多に、来年はまた雪の状況はわかりません。しかし今年は18年豪雪といわれた年でもあります。そういう時こそひとつの意見書を提出することは、私は大切ではないかと思っています。

こうしたひとつの意見書を提出することは、私は市民のためにも、南魚沼市の議会はきちんと対応をやっているんだということがひとつ求められるのではないかと考えております。そういった気持ちでこの意見書に対しては、私は賛成の立場で討論させていただきました。

牛木芳雄君 賛成ということで。私はこの意見書の提出に賛成という立場で討論に参加をさせてもらいました。先ほどイデオロギー、あるいは政党間の考えの違い、議論があったわけです。けれども私は市民の感覚ということでこの意見書をぜひ通して、それぞれのところにあげていただきたい。こういうことであります。

提出者は先ほども話がありましたように、この発言の内容とほぼ同じものが1月21日の新聞に載りました。投書をして載りました。その後、同じ議会人としての私のところにも何件か意見がありました。ということは投稿した本人には、多分電話が鳴り止まないほど意見がいったんではないかというふうに思っています。この意見の多くは、「よく書いてくれた、よく言ってくれた」こういうことであります。それだけ市民の皆さんがこの大雪に難儀をしておったんだと、私はそういうふうに受け取りましたし、そのように思いました。「何とかしてくれ」こういうことであります。

今までの住民は、この雪国の住民は大雪あるいは豪雪、これはもう仕方のないものだというふうに雪国の宿命として、ともすると仕方のないものだというふうに諦めていたのではないかと言うふうに思っているわけでありまして。しかし雪はちょうどよく降ってくれば、これはこの地域にそれなりの利益をもたらすものでありますし、いいものであります。情緒もあります。しかしこれが量が過ぎると、こういう災害というふうになるわけでありまして。

今年は先ほども出ましたように未曾有の大豪雪であります。今まで私たちが経験をしたことのなかったような大豪雪であるわけでありまして。まさに、まさに災害であります。同じ新潟県に住んでいても積雪のない地域も沢山あるわけでありまして。同じことでも全国的にみても圧倒的に人間が住んでいる地域では、積雪のないところが多いわけでありまして。そういうところで政治が行われている。政治をする方々が身をもって体験をしない。私はここに大きな原因があるというふうに思います。体で感じていないからであります。

今この南魚沼市は地盤沈下が大変な問題となっているわけです。これはやはり積雪、雪による地下水の汲み上げ等が原因であるということはあきらかであります。この地下水に替わる代替の消雪の方法、これがききとして進まないのも、私はこの雪。雪害。これを災害と認めないところに私は大きな原因があるのではないかと、このように思っています。やはり本意見書で書いてありますように、豪雪それ自体がやはり災害であります。これをやはりきちっと認識をしていただく。大切なことではないかと思えます。

この豪雪控除等のことを言いますと、例えば南国の地域、あるいは沖縄の地域では台風の常習地はどうなるんだとか、あるいは北海道のごく寒い地域、極寒冷地についてはどうなのか。こういう議論が多分でてくると思うんですけども。しかしその地域に足を下ろして住んでいる人間がいるわけでありますから、こういういわば条件の不利地域にそこにいて生活をしている人間がいるわけでありますから、こういう人たちを何らかの方法で手を差し伸べるのが政治の力ではないかというふうに思っています。

したがって私はこの意見書はぜひとも皆様方から賛成をしてもらって、私たちの住むこの地域の意見を大きな声で中央あるいは県にあげていただきたい。豪雪は災害だと、こういう認識を持っていただきたい。このことを強く申し上げて本意見書に議員各位から大勢の皆様方から賛成をしていただくことをお願いを申し上げ、討論に参加させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第4号「豪雪それ自体災害である」という認識を国に強く求めるとともに除雪経費の軽減措置を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長 反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第88、発議第5号 住民に身近な社会保険行政は自治体で実施することを求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

和田英夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第5号 住民に身近な社会保険行政は自治体で実施することを求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり。)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第5号は否決されました。

議長 日程第89、発議第6号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

関昭夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず反対討論から。

笹木信治君 発議第6号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出について反対の討論をいたします。関議員の発議、私は決してパフォーマンスだとは思いません。正義感に基づく正々堂々としたものだとは思いますが、じゃあ議員が年金がいらぬかという私はそうではないと思います。国会議員の年金は廃止されました。これがきちんと整理がつくまでには50数年かかるといわれています。しかし国費を7割も8割もつぎ込むようなそうした年金制度はやはり批判されるべきであります。改正されるべきであります。地方議員においても同じであります。

しかしながら私はこの議会議員に挑戦する方々が、それまで例えば会社勤めをしている、役所勤めをしている厚生年金をかけていた、共済年金をかけていたという人が、それをやめて議員に挑戦をしてくる、国民年金になるわけです。国民年金で皆さん老後を暮らせますか。

私は今、69歳ですから国民年金もらっています。月4万8,000円です。とてもこれでは暮らしていきませんね。

若い皆さんがやっぱり議会に挑戦するということになれば、厚生年金なり共済年金ぐらいのものはきちんと補償してやると。年金でこれを補償するというのがなければならぬと思います。私はそうした意味においてこの年金制度、改革すべき点はあると思いますが、廃止するという意見には組みせないものであります。以上であります。

議長 次に賛成者の討論を求めます。

宮田俊之君 私は発議第6号に賛成の立場で討論に参加させていただきます。まず始めに申し上げたいことは、私自身も昨年10月末まで旧塩沢町で町民として安心して生活をしてきたということです。これは行政が健全に住民に向けて施されていた恩恵であると考えます。この安心の生活には諸先輩議員各位の努力が大きいものと考えており、私は感謝をしておりますし尊敬もしております。この尊敬の念をもってこの度の議員年金制度の廃止について考えており、相互扶助の観点からは大切な制度だと思っております。

しかし今後、地方議員の定数が削減の方向であり、支える分母が少なくなることは明白であります。私が一番問題と思うことは副議員の提案にもありましたが、自分たちの報酬だけでこの年金制度が維持されていれば何も問題ないと思います。これに行政が付け足しております我々で言えばひと月3万1,500円、これが30名分、月に90万円付け足される。年間にしましたら1,000万円以上が必要となってくる。これでは当南魚沼市が財政健全化計画を進めているなかでもあり、この問題は議会自らが解決しなければならない問題だと私は考えます。

私はこの議員年金制度の抜本的な見直しが必要と考え、この度の発議に賛成いたしました。私はこの制度につきましても、当議会だけで決められる問題ではないことは承知しております。しかし市長をはじめ、職員、議員も一丸となって財政健全化に取り組んでいくなかで、市民に対しても理解を求める観点から私たち議員がもう一步踏み込んで、議員年金制度の廃止に目を向けているんだ、という強いメッセージを内外に示せる絶好のチャンスだと考えます。

私は議員になったばかりでまだ半年も経っておりませんが、私と同じく議席前列に座られている皆様に特に申し上げます。ご自分の支援者のなかにもっと年金を沢山もらえとか年金がもらえるまで続けろという支援者がおりましたでしょうか。ぜひご自分の支援者の顔を思い浮かべていただき、胸を張って説明できるように採択に臨んでいただきたいと思っております。

この議員年金制度の問題は政策ではなく、議員一人一人の考え方、姿勢だと私は考えます。より多くの方の賛成をお願いして討論といたします。先ほど笠原議員がおっしゃられました、まずは第一歩を南魚沼市が踏み出そう、走りながら考えていきたいと思います。大変私は素晴らしい言葉だと思えました。ぜひとも皆様の賢明な賛成での意見をお願いいたします。以上で討論を終わります。

議長 ほかに討論は。

若井達男君　私はこの発議第6号　地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出ということについては、反対をいたします。そういうことで反対討論をさせていただきます。

昨年の10月26日、全国共済会が開催されました。この共済会の会長は藤沢市の全国市議会議長の国松誠さんです。ここで何が行われたかということは、一言でいうならば簡単なんです。この議員共済年金は我々市議会が一丸となって堅持をしていかななくてはならないと。それが決意されておるんです。そしてこの地方議会議員年金制度については昨年の7月から、これは皆さんのところにそのまとまりが出ていますと思いますが、年金制度検討会、地方議会議員年金制度検討会が昨年の6月より計6回にわたりこの検討会の意見をまとめたものが、この2月22日付で皆さんのところに配られております。これは全文が入っております。

しかしそうしたなかに謳っていることは、この地方議会議員の年金制度は国会議員の年金制度とは違うんですよと。国会議員の年金はこれは国庫負担をもって恩給方式をとっているんですよと。そして国自らが支給をしておるんですよと。私たち議員年金は先ほども前者の笛木議員の方からお話がありました。地方議員に対しての年金制度はこれは昭和37年に自らの議員退職後の生活の安定、地位の安定ということで発足しております。そしてこの運営形態、性格そのものも全てが違うんです。

先ほど言いましたように国会議員互助会はこれは国の負担金で国が直接出す。しかし私どものものはこれは共済会なんです。自分方がお金を出し合って共済会をします。そしてこの見直しは向こう20年間きちとしたその上の30年、40年は極めて難しい状況にあると。しかし20年間はきちとした見直しをしたなかでやっていくことによって、今の2万4,000人の会員が4万8,000人の受給者会員を支えられると。それについてはそれぞれ方法も前文で皆さん読んでおられることだと思います。これをやることによって私どもの議員としての退職後の生活の安定、これはきれいなことは言っていられないんです。そういうことが保障されるんです。

そして今1点がやはりこれも笛木議員の方からお話があったかと思いますが、今、支給をされている、そういった方を私たちはやはり支えていかななくてはならない。これは議員年金にかかわらず国民年金、厚生年金、これらをとって年金の一元化はどの時点にくるかは別といたしまして、やはり同じ問題なんです。自分たちは金をたくさん出しているから、大変なんだから、ということではないんです。今現在に私たちは受給者を支えていかなくちゃならないんです。そういった大きな使命、役割を持っております。

話せばこれは私も3時間ぐらいかけないとやはり皆さんがよくわかったということにはならないと思いますが、以上をもちましてこの意見書提出には反対をいたします。大勢の皆さんのご賛同をお願いいたします。

議　　長　　ほかに討論は。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第6号 地方議会議員年金の廃止を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第6号は否決されました。

議長 日程第90、発議第7号 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ついてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

今井久美君 それでは確認いたしますが、本発議の提出理由は財政健全化に協力をするという理由でしょうか。

若井達男君 それもあります。私ども議会として先ほども意見書の取り扱い等について様々な意見が出ております。一番やはり目線となる有権者市民の目線、そういったものを考えた時、少しでもこの事務局長が説明しました1人当たりにして16万何千円かになりましょうか、これらが30人の1年掛けるまた3年ということになるということは、大きな財政健全化対策に対しての、私どもとしての使命が果たせるということを考えています。

牧野 晶君 内容について私は賛成という考えなんですけれども、提出者についてちょっとお聞きしたいのが基本的な姿勢について。議運の委員長ということでここに提出者になられたのかなという思いがあるんですけれど、下げるのに関して議員が議会側提案で出して、発議していくという姿勢を私はいいなと思うんです。じゃあ逆にあげる時に、市長側提案でというふうな考えがないように、やっぱりあげる時も議員が、あげる時は市長にお任せというのじゃなくて、そういうふうな考えを持っていていただきたいと思うんですが、その点のお答えをいただきたいと思います。

若井達男君 牧野議員、本当にごもつともだと思います。しかしながら私どもの議員報酬は議員報酬審議会というものが存在しております。やはりそちらに委ねたなかで、その場合に外から少しでも私どもの意図するところを審議委員会に汲んでいただくようなことは、場合によってはあってもいいんじゃないかというふうに、個人的には考えています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず反対討論。

今井久美君 私は本発議に反対の立場で討論を行います。長かった3月議会の最後の議案ですから文句なしに通してということがあるかと思います。ただ私はこの問題について昨年の選挙戦のなかでもずっと訴えてきたことですので、どうしても譲るわけにはいかない。

そういう考えで反対の理由を申し上げます。

先ほども年金のなかで話が出ていましたが、私は昨年の選挙戦の中で議員専門に挑戦すると。また私のように政治を志す人が、若い人が議員をやっていけるような環境整備を作るとに努力すると。そう訴えて多くの支持者から心配もいただきました。「お前そんなこと言って大丈夫なのか」と。「たかだかあのくらいの金でお前やっぴかんねがだぞ。村のつきあい、あのつきあい、いろいろあって仕事なんか辞めて、そんなことはできないがだぞ」とずいぶん心配していただきました。

ただ私はそうやってやっていく、専門でやっていく議員もこれからは必要だと。そう訴えて多くの方から支持を得た、なかには反対の方もあったと思います。そんなことで「よし、その心意気に賛同だ」という声も各地で多くいただきました。また昨年の12月議会のなかでも、議会制度改革に対する意見書を全員で議決して提出しております。その意見書については、全国最多の410の議決を持ってあがっていったと。市議会旬報のなかで報じています。その意見書の中身についても議員が専門化しつつあると謳っております。私はまさに訴えてきたことがそのとおりだと確信をしております。

またもう1点反対の理由のなかで今ほど確認をさせていただきましたとおり、財政健全化に寄与するためだとかこういう返答がありました。私は議会はすでに昨年から、この財政健全化に大きな目標をぶつけて、実施しているというふうに確信をしております。昨年の3月議会で日当返上を決め、また9月議会で定数を今の30に定め、予算審議のなかでも40パーセントをカットし、日当返上で600万円を削減しているとそういう予算審議をしたはずで

す。終わりのない話です。職員、三役がやったから、じゃあ我々もと。私はそう考えるわけです。ずっとこの問題が出てから日報で報じられる各市の議員、三役の審議会の報告を私は見してきました。ほとんどが議員については据え置きです。1カ所、三条市役所だけです。審議会がダウンを命じたのは。時代はそういうふうに専門化の道も選びつつあると、私は市民はそうとらえていると思っております。

もし財政健全化に寄与する、本当のためにやるのであれば、これは議会の問題ですから議員の中で次の選挙には定数を削減して大きくこの報酬を寄与する。また今現在の5パーセントをさらに割り込んだ3分の1、3分の2をカットして財政健全化に寄与する。そのぐらい大胆な方針が必要なのじゃないかと私は思っております。そして当然、私の訴えている専門化は成り立ちませんから、公選で選ばれる我々はその訴えのなかで議員が専門化であるべきか、昔のような名誉職であるべきか、それをまた選挙民に問うとそういう必要もあると思います。

つい先ごろに六日町工業クラブの主宰で行われました市町村崩壊という、いわき市の市長さんの講演がありました。あの本のなかで市長、議員は無報酬で働くと最後の締めくくりはそんなことで終わっております。これは私も先日、市民の方から言われたんですが、よその国じゃ市長や議員は無報酬らしいじゃないかと。確かにイタリアあの辺、本の中の資料のに

はそう書いてあります。それは民主主義の生い立ちがおのおの違うので、即この日本に当てはまるものだとは思いませんが、いわゆるそういうものも存在するというので、ああいうものが書かれているんだろうと思います。それはものの考え方です。日本には日本独自のまたやり方があるし、この南魚沼市には南魚沼市独自の議会の制度があってしかるべきだろうとこう考えております。

そういった理由で私は2点について反対を申したいと思って討論をしています。ぜひ賢明なる最後の議案ですので、ご判断をいただいて賛同を願いたいとこう思っております。

議長 次に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第7号 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第91、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、三常任委員長より所管事務について会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。ここで収入役から退任のあいさつを、また井上大和病院事務長、小田島企画情報課長からそれぞれ退職のあいさつの発言を求められておるのでこれを許します。まず、収入役からお願いいたします。

戸田収入役 (あいさつを行う。)(拍手)

井上大和病院事務長 (あいさつを行う。)(拍手)

小田島企画情報課長 (あいさつを行う。)(拍手)

議長 ここで局長より発言を求められておりますのでそれを許します。

事務局長 本日、勸奨退職される3名の方がそれぞれご都合があって欠席をしております。簡単な共通コメントをお預かりしておりますのでちょっと読み上げさせていただきます。関 会計課長でございますが、今月8日から入院中ということで。あるいは林市民課長につ

きましては今日は通院治療ということで欠席でございます。また桑原水道課長につきましても葬儀のためそれぞれ欠席をしたということで、「議会を欠席したことにつきまして大変申し訳なかった」ということをコメントしておりました。

関さん、林さんにつきましては特に病気の関係で大変なご苦労をされたわけですが、「人間健康でなければ何事もだめだをつくづく思い知らされました」ということで話をしておられました。またそれぞれ3人の方々がこの度、一身上の都合ということで退職をさせていただくことになりました。「議員の皆様につきましては健康にご留意の上、南魚沼市発展のためにご活躍いただきますようお願いを申し上げます」ということでございます。「大変長い間、お世話になりましたありがとうございます」ということでございます。簡単なコメントでございますが、以上紹介をさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議 長 (あいさつを行う。)(拍手)

議 長 これをもって平成18年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

(午後4時50分)